

## 登録資格条件

### 【共通】

以下の各号に該当しない者(代理人、支配人その他使用人として使用した者を含む)であること。

1. 当該取引に関する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
2. 弊協会事業に関して、以下の事実があった後、2年を経過していない者
  - ① 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行する事を妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
3. 政府関係機関、地方公共団体及びこれに準ずる機関等から補助金交付金等の停止及び指名に係る指名停止等の処分を受けている期間中である者
4. 暴力団等反社会的勢力に該当・関与に関して、自社(自社、自社の役員、若しくは自社の親会社等を含む)が、次の①～⑤の一に該当したと認められる者
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は其の関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、または暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、または関与していたこと。
  - ② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、または利用していたとき
  - ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与し、または関与していたこと
  - ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、または有していたこと
  - ⑤ 弊協会との契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること

### 【整理番号 100 番台】

前述の【共通】に加え、101～105 に登録する場合には、以下の要件を満たすこと。

1. 当該事業に関するノウハウを有し、関連する事業について実績があり、かつ事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
2. 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
3. 弊協会が当該事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に実行できる体制を有していること。

以上